

徳島県告示第三百九十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、美馬市長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和二年六月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 美馬市に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

美馬市

(二) 調査を行った時期

平成二十八年度及び平成二十九年年度

(三) 成果の名称

美馬市脇町字福堂、字池ノ奥、字新山の各一部（福堂地区）の地籍図及び地籍簿
調査を行った地域

(四) 調査を行った地域

美馬市脇町字福堂、字池ノ奥、字新山の各一部（福堂地区）

(五) 認証年月日

令和二年五月十三日

2 (一) 調査を行った者の名称

美馬市

(二) 調査を行った時期

平成二十八年度及び平成二十九年年度

(三) 成果の名称

美馬市穴吹町口山字田方及び古宮字新名の一部（口山十八地区）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

美馬市穴吹町口山字田方及び古宮字新名の一部（口山十八地区）

(五) 認証年月日

令和二年五月十三日

3 (一) 調査を行った者の名称

美馬市

(二) 調査を行った時期

平成二十八年度及び平成二十九年年度

(三) 成果の名称

美馬市脇町字西大谷、字下大滝、字東大谷の各一部（西大谷地区）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

美馬市脇町字西大谷、字下大滝、字東大谷の各一部（西大谷地区）

(五) 認証年月日

令和二年五月十三日

4 (一) 調査を行った者の名称

美馬市

(二) 調査を行った時期

平成二十八年度及び平成二十九年 度

(三) 成果の名称

美馬市穴吹町口山字宮内、字知野、字大内の各一部（口山十九地区）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

美馬市穴吹町口山字宮内、字知野、字大内の各一部（口山十九地区）

(五) 認証年月日

令和二年五月十三日